

平成31年塩尻市議会3月定例会

総務生活委員会会議録

○日 時 平成31年3月13日（水） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第14号 平成31年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

議案第18号 平成31年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第22号 平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第12号）中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健費、6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、第2条繰越明許費、第3条地方債の補正

議案第23号 平成30年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第26号 平成30年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○出席委員・議員

委員長	牧野	直樹	君	副委員長	小澤	彰一	君
委員	中村	努	君	委員	古畑	秀夫	君
委員	西條	富雄	君	委員	村田	茂之	君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

事務局局長	竹村	伸一	君	事務局次長	横山	文明	君
-------	----	----	---	-------	----	----	---

午前9時59分 開会

○委員長 おはようございます。昨日に引き続き総務生活委員会を開会をいたします。本日の委員会は委員全員

出席しております。本日の日程について副委員長から説明をいたします。

○副委員長 おはようございます。本日の委員会の日程ですが、昨日に続き本委員会に付託されました議案について審査をおこないます。また、委員会終了後、総務生活委員会協議会を開催しますのでよろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。それでは議案審査に入ります。

議案第14号 平成31年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

○委員長 議案第14号平成31年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算について説明を求めます。

○市民課長 議案第14号平成31年度国民健康保険事業特別会計予算について説明をいたします。予算書の354ページをお願いいたします。平成31年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ68億9,040万4,000円で前年度対比1,503万6,000円、0.2%の減となります。総額が減となるのは被保険者数の減少が主な要因でございます。国民健康保険事業は平成30年度の制度改正により、県が国保財政の運営主体となったことに伴い、保険給付に係る費用が県から普通交付金として交付されることとなった一方、市は国保税などを財源とする国保事業費納付金を県に納める仕組みとなりました。

それでは、歳出から説明させていただきますので予算書の370、371ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費ですが、説明欄2つ目の白丸、国保事務諸経費の主なもの下から8つ目の黒ボツ、電算化共同処理事務委託料269万円とその2つ下の黒ボツ、レセプト点検業務委託料208万円、その1つ下の黒ボツ、国保情報集約システム運用委託料232万5,000円で、いずれも長野県国保連合会への委託料となっております。

2目連合会負担金は長野県国保連合会への負担金263万9,000円でございます。2項1目の賦課徴収費では備考欄2つ目の白丸、賦課徴収事務諸経費の主なものは次のページになります。8つ目の黒ボツ、税情報等システム使用料476万5,000円でございますが、システムの再リースによりまして前年度対比455万8,000円の減となっております。

2款保険給付費につきまして合計額は、戻りますけれども、358ページにその合計額が載っております。48億3,421万6,000円で前年度対比6,885万1,000円、1.4%の減を見込んでございます。

戻りまして、1項の療養諸費は一般被保険者分と退職被保険者分に分かれ、さらにそれぞれが療養給付費と療養費に分かれており、審査支払手数料と合わせて5つの目となっております。

2目と次のページの4目退職被保険者とは、退職者医療制度の廃止によりまして経過措置で残っている被保険者ですが、65歳到達によりまして一般被保険者へと移行となるため月々減っていきませんが、平成31年度末にはこれがゼロということになります。

1目と2目の療養給付費は、入院、外来、調剤などの給付費でございます。3目と4目の療養費は、柔道整復、コルセットなどの治療用補装具や、鍼灸、あんまなどの給付費でございます。

374、375ページの5目審査支払手数料はレセプトの審査件数に応じ国保連合会へ支払う手数料となっております。各給付費の予算額は、県が国保事業費納付金の算定結果と合わせて示した保険給付費の推計をもとに計上してございます。

2項の高額療養費は1カ月の窓口負担金また条件によっては1年間の窓口負担金が世帯の所得などに応じた限度額を超えた場合に支払うもので、こちらも1目の一般被保険者分と2目の退職被保険者分に分かれ、予算額は県の指示額となっております。3目と4目の高額医療・高額介護合算療養費は、医療費と介護サービス費の1年間の自己負担額が限度額を超えた場合に支払うもので、3目の一般被保険者分、4目の退職被保険者分ともに前年度と同額としております。

次のページをお願いいたします。4項1目出産育児一時金は3,150万円で、前年度より5件少ない75件分を見込んでございます。

5項1目の葬祭費は前年度と同額の550万円で、110件分を見込んでございます。

以上、2款の保険給付費につきましては、4項出産育児一時金と5項葬祭費以外の分は、県から保険給付費等交付金の普通交付金で交付をされます。年度途中で保険給付費が予算額を上回ると見込まれる場合は県の交付金額が増額されますので、歳入歳出ともに当年度の補正で対応をいたします。

3款国民健康保険事業費納付金は県が保険給付費の財源として本市に求める納付金で、平成31年度分の県の指示額は19億2,908万3,022円でございますが、予算額は1項医療給付費分、次のページの2項後期高齢者支援金分、3項介護納付金分と、さらには一般被保険者分と退職被保険者分とに区分して計上する都合上、各科目で1,000円単位に繰り上げて計上をしております。なお、国民健康保険事業費納付金につきましては、給付実績の多い少ないにかかわらず県の指示額を納付するということになってございます。説明をかわります。

○健康づくり課長 それでは、4款保険事業費をお願いいたします。1項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費であります。右側説明欄の白丸、特定健康診査等事業諸経費でございますけれども、こちらは高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、生活習慣病の早期発見・予防を目的として、平成20年の4月から医療保険者の義務となっております特定健康診査、それから特定保健指導に係る経費でございます。6,545万6,000円ということで、前年比で69万6,000円、1.1%の増ということになっております。大きなものでは下から4つ目の特定健康診査等委託料でございますけれども、本市の場合は25歳から74歳を対象に特定健康診査を委託によりまして実施をしているものでございます。委託先は、集団健診、保健福祉センター、支所等で実施しておりますが、そちらについては健康づくり事業団、それから医療機関による個別健診を塩筑医師会に委託をしているものでございます。以上です。

○市民課長 次のページをお願いいたします。2項1目保健衛生普及費の説明欄白丸、健康増進事業諸経費の主な取り組みでございますが、7つ目の黒ポツ、医療費通知委託料は医療費通知を年4回作成するためのもので、医療の適正受診を促すために受診実績のある加入世帯に送付をいたします。なお、平成30年分からは確定申告の医療費控除に利用していただける様式で送付をしております。次の黒ポツ、ジェネリック医薬品利用差額通知委託料は、後発医薬品の使用促進により医療費の削減を図るために、年2回慢性的な疾患にかかる医薬品で後発医薬品との差額をお知らせをしております。

次に2目疾病予防費は、人間ドックの補助として1,130万円を計上してございます。

次のページをお願いいたします。7款1項の償還金及び還付加算金で、1目と2目は国保税の過年度還付分です。2目は退職被保険者の減により減額となっております。歳出の説明は以上となります。

続きまして、歳入を説明させていただきます。予算書の360、361ページをお願いいたします。1款の国民健康保険税ですが、本市は平成30年4月の税率改定に当たって、基金残高を含めた財政見直しを行う中で3年間の税率据え置きを基本としたところでありますので、平成31年度に適用する税率は現行税率に据え置きをすることといたしました。予算書の1目一般被保険者分2目退職被保険者分の合計は357ページに合計が載っております。現行税率のままの賦課総額の試算によりまして、13億7,100万円を計上いたしました。被保険者数の減少により、前年度対比7,460万円、5.2%の減を見込んでございます。

ページ戻りまして360ページでございますが、3款1項1目保険給付費等交付金のうち1節の普通交付金は出産育児一時金と葬祭費を除く保険給付費の全てが交付されるものでございます。2節の特別交付金のうち保険者努力支援分は、市町村の医療費適正化などの取り組みの評価により、国からの交付金が県の特別会計を通じて交付されます。また、特別調整交付金は従来の国の特別調整交付金、県繰入2号分は従来の県の特別調整交付金に当たるもので、市町村の医療適正化などの取り組みに実際に用意した費用に対して交付するものでございます。次のページをお願いいたします。特定健康診査等負担金は、特定健康診査、保健指導の事業費に国が3分の1を、県が3分の1を負担するもので、県の特別会計を通じて交付をされます。

2項1目財政安定化基金交付金は、仮に保険税の収入が不足した場合など国保事業費納付金のための財政確保が難しい場合に県の基金から交付を受けることができることとなっておりますので、目出しとして計上をしたものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金のうち1節の保険基盤安定繰入金から5節の財政安定化支援事業繰入金までは、法定に基づきまして一般会計から繰り入れるものでございます。6節にありますその他一般会計繰入金5,539万2,000円につきましては、特定健診等の保険事業費繰入金のほか、福祉医療費給付金を現物支給としたことに伴う国庫負担金の減額調整分74万2,000円が含まれてございます。

2項基金繰入金は、主には国保税率を据え置くことによる収入と標準保険税率を適用した場合の収入との差を埋めるために必要となる国保財政調整基金からの繰り入れで、1億7,405万5,000円を計上いたしました。国保特別会計の説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 国保税の直近の収納率を教えてください。

○収納課長 直近の収納率ということではよろしいですか。

○中村努委員 はい。

○収納課長 平成31年2月末現在の国保税の収納率の実績について前年との比較で御説明いたしますと、現年収納率が75.19%、前年度と比較してマイナス0.019ポイント下がっております。それから滞納繰越分ですが、22.58%でありまして、前年度と比べますと3%ほど上回っております。それと滞繰と現年度の合算になります全体ですが、64.67%で0.94ポイント上回っているという状況でございます。以上です。

○中村努委員 相変わらず収納率が悪いという印象を受けますが、これ保険税ですので時効は5年でいいわけですよ。時効の発生の時期っていうのは払われなくなった時期なのか、それとも市が徴収を諦めた時期なのか、その辺いかがですか。

○**収納課長** まずちょっと抽象的な考え方と、あと具体的な取り組みについて2つに分けて御説明をさせていただきますが、保険料収納率については、収納率と滞納繰り越しの縮減につきましては、平成21年の6億円の滞納額をピークにずっと減ってきていまして、平成29年までおおむね3億円減って3億5,000万円の繰り越しとなっております。一貫して同じ方針で滞納整理をしております、抽象的になるんですが、財産がある人はもう差し押さえをして取り立てていく、そうじゃない人はできるだけ早く見極めをして執行停止をする。これ2つ重ねると滞納整理率という言葉で表現しているんですが、これが全国平均でどのくらいという数字は出ていないんですね。ここまでやればいいとかというのはないんですが、ちなみに平成29年度決算時でいくと、この滞納整理率、差し押さえと執行停止の割合は全体でいうと57%なんですね。これが低いか高いかというところからわからないんですが、60、70と高めていく中でこの2つを進めていくということで今までここ10年かけて3億円減らしてきたということでありますので、この方針でずっと続けていきたいと思っております。

それと具体的な今の時効の関係なんですが、何もしないでいると5年、それは最後にその方が税金を納める、あるいは納めなかった場合は納期限から5年、納めた場合は最後に納めてから5年、これで時効になります。ただ、これだとただ待っているだけのような形になってしまうので、先ほど申し上げた執行停止も、この人は財産がない、あるいは差し押さえすれば生活困窮になってしまうというふうに認定してから執行停止をして、最低上限3年、これでいわゆる執行停止による時効という、これが成立します。そういうことで、税の考え方の一つに、将来にわたる救済という、そういう趣旨が法律にはありますので、そっちのほう折衝しながら再生を図っていくとか、そういう考えもあまして、差し押さえと執行停止と両輪を駆使しながら滞納整理を進めると、そういう状況でございます。

○**委員長** よろしいですか。ほかに。

○**村田茂之委員** さっき高齢者の生活困窮の話はずっとテーマに挙げているんですが、執行停止の高齢者の方というのはおおむね何名ぐらいいらっしゃるかということをお聞きしたいんですが。

○**収納課長** 執行停止、平成29年度になってしまうんですが、国保税で平成29年度1年間で執行停止をかけた方は年齢的な内訳は把握していませんが、285人おります。それと、執行停止全員では285人ですが、そのうち国保税に限ってじゃなくなってしまうのですが、執行停止のうち生活困窮を理由に執行停止をした際のバランス的に言うと、全体の1割ぐらいが生活困窮です。あとは要は差し押さえする財産がない、したがって差し押さえはできないということで執行停止をした方がほとんどという形になります。現状は以上です。

○**委員長** よろしいですか。

○**村田茂之委員** 単年度の話をしているのではなくて、高齢者の総人口で何人ぐらいいらっしゃるかということなんで、そこはもう手離れしていて、実際に困っていらっしゃる方がどれぐらいいらっしゃるかというのはわかってないということですか。

○**収納課長** 申しわけございません。その数字はつかんでおりませんが、国民健康保険の場合は世帯主が納税義務者になりますので、扶養されている息子さんとか、そういった方も数多くいらっしゃるので、いわゆる扶養になっている方、その方の状況等までの数字はつかんでおりません。

○**村田茂之委員** そのセグメントに照準を当てて一緒に検討させていただきたいと思うので、今後ともよろし

くお願いします。

○古畑秀夫委員 377ページでこの出産育児一時金というのは、出産にかかる費用だと思っんですが、これ何人ぐらいを想定して、その1つにおいて葬祭費っていうところは亡くなった方だと思っけど、大体人数的にはどの程度予想しているのか、昨年の状況はどうだったのかも含めてお願いします。

○市民課長 まず予算上のお話をさせていただきますと、出産育児一時金は1人につきまして42万円でございますので、75件分で見込んでございます。それから、葬祭費につきましては5万円が1件当たりでございますので、110件分を見込んでございます。

○国保年金係長 実績ということでございますので、まず出産育児一時金でございますが、平成29年度においては60件の出産育児一時金の支給をさせていただいております。本年度の現在の状況ですが、ちょっと減少傾向にありまして44件となっております。葬祭費でございますが、平成29年度においては80件400万円の支給を決定をしております。本年度は、現時点で91件455万円の決定させていただいております。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 これどっちでもいわゆる国民健康保険の関係だで、塩尻市全体の数ということになると、これではちょっとわからないっていうことかい。市民課でわかるか。

○市民課長 ただいま資料を持ってございませんですが、例えば平成29年度中の出生件数等は把握してございます。

○古畑秀夫委員 悪いね。それではもう一つ。あと379ページで特定健診の関係ですが、これも実績と来年度何パーセント目標にしているのか等についてお聞きしたいと思います。

○健康づくり課長 実績は平成29年度でございますけれども、25歳から74歳という本市の中では4,731人の方が受診をしております、対象者1万3,618人でありまして、34.7%でございます。ただ法定数字は40歳から74歳となっております、それについては44.8%ということ。若年層はやはり低い状況でございます。目標につきましては、法定数字が全国的に比較数字になっておりますので、本年度45%で目標を立てております。中期戦略の3カ年で平成32年度までには50%にしたいという目標で今進めております。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 もう一つちょっと話変わりますけれど、保険証の関係ですけれど、先ほど議長さんから見せてもらったら、後期高齢者の場合は保険証1枚で3割負担とかいろいろ1枚で書いてあるんですけど、私たちが2枚ありまして、それで一つが3割負担というのは大きくて持って歩くのに財布に入らなくてうんと都合悪いんですよ。これ何とかしてほしいと私自身も思っているんですけど、1枚にするとか大きさをもうちょっと小さくしてもらおうかというようなこと考えてもらったほうがいいと思うんですけど、ちょっと都合悪くていけないもので考え方をお聞きします。

○市民課長 ただいまの件につきましては平成32年度に向けて、今検討しているところでございますので、係長から補足の説明をさせていただきます。

○国保年金係長 今の国保の方の負担割合を記載したものは高齢受給者証という緑色の証を70歳以上の方に

発行させていただいています。こちらについては前年の所得で判定をしております8月1日に更新をしております。保険証につきましては、今、県内統一で10月1日に更新をしているということで、現在当然、一体化をする場合については保険証を8月1日更新に変更していかなければいけないということが生じてまいりますので、現在、平成32年度の更新の段階の8月1日のときに一体化をする方向で、全県で今、検討を進めているところでございますので、市としても一応そこで統合をしていく方向で、今、進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○委員長 よろしいですかね。ほかに。

○中村努委員 幾つか古畑委員の関連であるんですが、381ページの一番下、出産資金貸付金ですけど33万6,000円ということで一時金を先にいただくというような形のものだと思うんですが、大分少ないようなんですが、実績も大体こんなようなものっていうことでいいですか。

○国保年金係長 出産費資金の貸付金につきましては現在直接払いという形の制度が新たにスタートしまして、従来は出産費を個人の方が御負担をした後に42万円等の出産育児一時金が支給をされたっていう形になっておりますが、今は医療機関のほうに直接申請をしていただくと、医療機関のほうに塩尻市の国保の保険者から42万円を支給する形になって、その差額を被保険者の方は出産された方は負担をいただいただけという形に制度が変わってきておまして、実際の利用につきましては現時点では近年は発生してないという状況になっております。以上です。

○中村努委員 なるほど。そうすると先ほどの、この出産育児一時金の3,150万円、75名ですか、これは医療機関のほうに直接払った方の金額。

○国保年金係長 基本的には医療機関に直接保険者から払ったものが主ではございますが、中には帝王切開等の形で医療対象になった場合は差額支給という形で42万円に満たない場合がございます。保険適用になりますので医療費が適用になりますので、自己負担分が足りない場合については個人の方に差額支給の申請をいただいて個人の方に支給をするという場合もございます。以上です。

○中村努委員 よくわかりました。もう1点です。特定健診の関係なんですが、一応379ページなんだけれど歳入のほうで361ページの一番下、保険者努力支援分の県の補助金があるんですが、たしか特定健診の受診率が上がるとそういうメリットがありますよってというような話を聞いたことあるんですが、これと連動してるっていいんですか。

○健康づくり課長 委員さんおっしゃるとおりで、この保険者努力支援制度の交付金の算定に当たりまして受診率、それから特定保健指導の実施率等が算出の基礎となっている部分が全部ではないですけども含まれております。

○中村努委員 そういうことであれば、より積極的に特定健診を進めていただいて努力支援金分をいただいたほうが国保会計にとっていいのではないかなというふうに思います。それから最後もう1点ですが、3年間保険税率据え置きというお話でしたけれども、今現状で県内の自治体の中で保険税率の高さでいくと塩尻市ってどのくらいの位置にあるのか。あと、この見直し後、値上げをする予定はあるのかどうか、その辺いかがですか。

○市民課長 平成30年度に適用した税率についての資料が、今、手元にはございませんので、また後ほど用意さ

せていただきたいと思います。

○委員長 では後ほどということで。

ほかにございますか。よろしいですか。

○市民課長 先ほど出生の人数についてお聞きをいただいたので、健康づくり課のほうでも統計的なまとめた資料によりますと平成29年度で553人ということでございます。

○委員長 よろしいです。ほかにありますか。

それでは質疑を終了します。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第14号平成31年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算については原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め議案第14号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第18号 平成31年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

○委員長 それでは次に議案第18号平成31年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 議案第18号平成31年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算について説明をいたします。予算書452ページをお願いいたします。予算の総額は7億8,062万6,000円で前年度対比1,140万2,000円、1.5%の増額となっております。後期高齢者医療制度は県に設置されました長野県後期高齢者医療広域連合が運営主体となりまして、被保険者の資格管理、医療給付費、保険料賦課、健康保険事業など制度の全般を担います。市町村がこれに協力して事務を行う形となります。市町村は被保険者からの各種申請や届け出の受け付け、被保険者証の引き渡し、保険料の収納、広報、相談業務など主に窓口業務を中心に担当しておりまして、徴収した保険料は納付金として広域連合へ納付してございます。

それでは歳出から説明をいたしますので、464、465ページをお願いいたします。1款の総務費は嘱託員の人件費など1目一般管理費とシステム使用料など2目の徴収費でございます。電算システムの再リースなどにより減となっております。

2款1項1目の広域連合納付金は、徴収する保険料と一般会計から繰り入れられる保険料軽減相当額を広域連合への納付するもので7億7,058万1,000円で前年度対比1,368万円、1.8%の増となっております。

次に歳入を説明いたしますので、458、459ページをお願いいたします。1款の後期高齢者医療保険料は広域連合の試算で6億1,550万円で、被保険者数の増によりまして前年度対比1,670万円、2.8%の増額となっております。

3款1項2目の保険基盤安定繰入金は保険料軽減分の一般会計からの繰入金で1億3,400万円を計上しました。歳出で説明したとおり全額を広域連合へ納付をいたします。後期高齢者医療事業特別会計の説明は以上でございます。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。ありませんか。いいですか。

ないようですので質疑を終了いたします。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第18号平成31年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算については原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第18号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第22号 平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第12号）中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健費、6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、第2条繰越明許費、第3条地方債の補正

○委員長 次に議案第22号平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。説明を求めます。

○議会事務局次長 それでは議案書の第22号、50、51ページをお願いいたします。歳出からの説明となります。1款議会費ですが決算見込みにより減額するものでございます。以上でございます。

○人事課長 次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費をお願いいたします。1つ目の丸、職員給与費でございますが決算見込みにより公務災害負担金の減額補正でございます。以上でございます。

○庶務課長 それでは続きまして法制執務費、その下、文書事務費、平和祈念事業、庁舎施設管理費、車両管理諸経費、紙のタイムマシン活用事業、いずれも決算見込み、事業完了に伴う補正減でございます。以上です。

○選挙管理委員会事務局長 続きまして51ページ、固定資産評価審査委員会費でけれども、決算額確定に伴う補正になります。よろしく申し上げます。

○財政課長 それでは次のページをお願いいたします。5目の財産管理費につきましては1億4,950万8,000円の増額でございます。主なものは2つ目の白丸の基金積立金1億4,958万6,000円の増でございますけれども、こちらは利子の決算見込みによる積み立てを補正するもののほか、中ほどにあります福祉基金元金積立金2億3,100万円でございますが先日個人の方から寄附を受けました現金を一旦福祉基金のほうに積み立てるものでございますし、また下のほうにあります森林環境保全基金と一番下の知恵の交流基金への積み

立ての減額でございますけれども、こちらはふるさと寄附の一部を基金に積み立てることを予定しておりましたけれども寄附額の収入減の見込みにより、こちらの積立金も減額をするものでございます。以上です。

○**地方創生推進課長** 続きまして52ページ、6目企画費、右側53ページ、説明欄、白丸、シティプロモーション事業ですが地域おこし協力隊員報酬ですが、安藤さんの後任、即採用にならなかったものですので、その分の不用額を減額するものでございます。以上です。

○**情報政策課長** おめくりいただきまして54ページ、55ページです。2節7目情報開発費ですが、2つ目の白丸、情報プラザ・ネットワーク運営事業のうちの下の黒ポツ、支障移転工事費ですが、電柱の移設に伴います支障移転の工事、光ケーブルの移設の工事です。工事箇所は3カ所ございまして大門が13万3,000円、吉田が45万2,000円、塩尻町が24万3,000円の3本あわせて89万5,000円を補正増するものでございますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

○**地域振興課長** 続きまして9目支所費をお願いしたいと思います。54、55ページですが、2つ目の白丸、広丘支所管理運営費をお願いしたいと思います。当初予算では平成31年3月に支所が北部交流センターへ移転する予定でしたが移転時期が2019年6月に延びたことによりまして、営繕修繕料、運搬料、次のページの警備委託料、備品購入費等を減額するものでございます。なお、今回の減額しました運搬料、警備委託料、備品購入費につきましては平成31年度の当初予算の10款教育費5項社会教育費の北部交流センター管理運営費に予算計上してあります。以上です。

○**市民課長** 58、59ページ、10目の生活支援対策費につきましては各事業の決算見込みにより不用額を整理したものでございます。以上です。

○**人事課長** 11目職員厚生費、また12目の職員研修費、それぞれ決算見込みに基づきます減額補正でございます。

○**消防防災課長** 続きまして13目の防災防犯費をお願いいたします。59ページ、防災防犯諸経費328万1,000円の減額につきましては事業費の確定等により減額するものです。

また次の白丸、防災施設・設備等整備事業467万5,000円につきましても事業費の確定等により減額するものでございます。

○**税務課長** 続きまして、60、61ページをお願いいたします。2項徴税費2目賦課徴収費、最初の賦課事務諸経費と、その下、固定資産評価替等対応事業につきましては事業費の確定に伴い減額するものでございます。以上です。

○**収納課長** その下の白丸、徴収事務諸経費224万円でございますが、おめくりいただきまして63ページの説明欄の上でございますが、主なものの中でインターネット等公売落札手数料、不動産鑑定委託料、これは当初不動産購買を2件予定しておりましたが不動産購買に至らなかったため、ここで補正等による決算見込みによる減でございます。以上でございます。

○**市民課長** 3項1目、62、63ページでございますが戸籍住民基本台帳費につきましては、こちらも事業確定による不用額の減となっております。なお住基システム業務委託料に関しまして歳入の国庫補助金で補助率10分の10でいただくことになっておりますけれども、こちらも減額補正をお願いしております。以上です。

○選挙管理委員会事務局長 4項選挙費1目選挙管理委員会費でございますけれども、選挙システムの使用料でございますけれども、昨年の12月に5年間のリースが終了し、入れかえ及び再リースを検討していったり再リースとなったための減額でございます。よろしくお願いたします。

○企画課長 5項統計調査費2目基幹統計調査費につきましては、住宅統計調査及び工業統計調査などの基幹統計調査の事業費確定による減額であります。よろしくお願いたします。以上です。

○選挙管理委員会事務局長 6項監査委員会費1目監査委員費でございますが、監査事務諸経費、工事技術調査業務委託料でございますが、調査の対象がなかったため減額とするものでございます。よろしくお願いたします。

○市民課長 ページが飛びますが66、67ページをお願いたします。3款民生費の1項8目国民健康保険総務費は説明欄の白丸、国民健康保険事業特別会計繰出金1,570万8,000円の減額です。これにつきましては国保税軽減分と保険者支援分の保険基盤安定繰出金の額の確定によるものでございます。なお保険税軽減分の繰出金に対しては県が4分の3を負担し、保険者支援分の繰出金に対しては国が2分の1、県が4分の1を負担してございますので、歳入もそれぞれ減額補正をしてございます。

9目後期高齢者医療運営費の1つ目の白丸、後期高齢者医療広域連合負担金は広域連合への負担額の確定によりまして5,985万8,000円の減額です。

2つ目の白丸、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は保険料軽減額の確定により13万7,000円の増額でございます。なお保険税軽減分の繰出金に対しては県が4分の3を負担しておりますので歳入も増額補正しております。

ページが飛びますが72、73ページをお願いたします。3款4項1目国民年金事務費が歳入の国庫支出金の基礎年金事務費交付金の見込みによりまして、職員給与費への財源充当額を減額するものでございます。以上でございます。

○生活環境課長 それでは74ページ、75ページをお願いたします。説明欄白丸、中段の「クリーン塩尻」推進事業以下、次のページ76、77ページをお願いたします。77ページの上の丸、斎場施設管理費以下中段の丸、し尿処理施設管理費は水道事業部でございますので、それを除く事業項目のうち一番下の資源リサイクル推進事業の4つ目の黒ボツ、焼却灰資源化等委託料につきましては松塩地区広域施設組合が管理する朝日村の新最終処分場の放流水問題について1月12日に地元報告会を行い、飛灰等の搬入の了解が得られましたので、新処分場への搬入が再起できたものでございます。

それから78、79ページをお願いたします。上の丸、水道事業会計繰出金までそれぞれの委託料等の事業確定、決算見込みによる減額でございますのでよろしくお願いたします。

○危機管理課長 続きまして92、93ページをごらんください。9款消防費の1項1目の常備消防費、93ページの白丸、広域消防負担金、その下の2目非常備消防費、白丸、消防団諸経費、その下の3目消防施設費、白丸、消防施設整備費、それぞれ事業費の確定等により減額するものでございます。以上です。

○財政課長 それでは歳入を説明させていただきますので、戻っていただいて18、19ページをお願いたします。補正予算書の18ページからが歳入でございますけれども、歳入につきましても額の確定または決算見込

みにより補正するものということで1款の市税につきましては1月の調定額と徴収見込み率から決算額を見込んだもので、差額をそれぞれ補正をしているものでございます。

次のページをお願いいたします。2款の地方譲与税からも額の確定により予算減額との差額をそれぞれ補正するものとなっております。金額の大きいものにつきましては、その次の22、23ページになりますけれども6款の地方消費税交付金は4,200万円の増、それから10款の地方交付税のうち普通交付税ですけれども交付決定額と予算減額との差額で2億6,000万円余の増となっております。

次のページをお願いいたします。13款1項3目の衛生使用料については1,100万円の減でございます。こちらは聖地使用料と合葬墓使用料について当初見込みより減ということでございます。

7目の土木使用料につきましては645万円余の増でございます。1節の道路橋梁使用料が道路占用料は増額ということで199万円余の増でございます。

あと3節の市営住宅使用料につきましてはトータルで413万円余の増でございますけれども、市営住宅使用料の現年度分は642万円の増でございますけれども、次のページになりますが4つ目の黒ポツの雇用促進住宅使用料については104万円の減というようなことのトータルでございます。

それでは次のページ、28、29ページをお願いいたします。13款2項3目の衛生手数料につきましては可燃ごみ、埋立ごみの見込みの減少によりまして減額となります。

14款1項1目1節の社会福祉費負担金は1,648万円余の増でございますけれども1つ目の黒ポツの自立支援給付費負担金、これは国が2分の1を負担するものでございますけれども、歳出のほうの障害者福祉サービス事業の増額にあわせて増額となるものでございます。

2節の児童福祉費負担金につきましては551万円余の増でございますけれども、2つ目の黒ポツの子どものための教育・保育給付費負担金、これも国が2分の1を負担するものでございますが民間の保育所支援事業の増額に伴いまして増でございます。

次のページをお願いいたします。14款2項2目1節の社会福祉費補助金は438万円余の増でございます。2つ目の黒ポツにありますプレミアム付商品券事務費補助金、これにつきましては消費税の増税にあわせて低所得者等に対するプレミアム商品券を発行するために歳出のほうでシステム開発委託料を計上してありますけれども、国がその10分の10を補助するという新規のものでございます。

4目1節の労働費補助金4,838万円余の増でございます。こちらは国の補正予算に対応しまして、テレワーク環境整備事業に対しまして、国が2分の1を補助するというものでございます。

5目1節の農業費補助金につきましては371万円余の増でございます。1つ目の黒ポツ、農業農村整備事業補助金につきましては、事業費の確定による減が368万円ありますけれども国の補正予算に対応しまして、ため池耐震化事業補助金840万円前倒しの分がありまして、トータルで471万円の増となっております。

次のページをお願いいたします。8目1節の小学校費補助金でございますけれども、3つ目の黒ポツ、学校施設環境改善交付金、これにつきましては吉田小学校の大規模改修、最終的に交付金つかなかったために減、それから2節の中学校費補助金につきましても、4つ目の黒ポツは塩尻中学校の大規模改修、最終的につかなかったため減というふうになっております。

それから、15款1項1目1節の社会福祉費負担金のうち3つ目の黒ポツですけれども、障害者自立支援給付費等負担金、こちらにつきましては、国の補助金もそうでしたけれども、これは県が4分の1を負担するというもので、歳出のほうの増額に合わせて増となっているものでございます。

次のページをお願いいたします。4目1節の農業費補助金のうち下から3つ目の黒ポツの食料産業6次産業化交付金につきましては、本年度、民間ワイナリーの建設事業の補助金を予定しておりましたが、額の確定により2,500万円余の減となっております。

2ページ飛びまして38、39ページをお願いいたします。16款2項1目の不動産売払収入でございますけれども、こちらは認定外道路、水路等の法定外公共物の売り払いの決算見込みにより335万円増額するというものでございます。

次の17款1項1目1節の一般寄付金でございますが、総務費寄付金につきましては、ふるさと寄附金の減額見込みによりまして9,900万円余の減、あと民生費寄付金につきましては、先ほど積立金のところでお話ししました、先日個人の方から寄附していただいた分の増ということでございます。

18款2項の基金繰入金につきましては、事業費の確定等による予算全体の減額に伴いまして各基金の繰入金を減額するというものでございます。

次の40ページの20款諸収入以下につきましても、それぞれ額の確定または決算見込みによるものですので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、44ページからが市債になりますけれども、その中で、次のページの46、47ページでございますけれども、一番上の民生債のうち、そのうちの下2つの黒ポツの社会福祉施設整備事業債につきましては、保育園と児童館の空調設備整備事業に充当するものということで、新たにこちらで計上をするものでございます。

あと、次のページ48、49ページでございますけれども、最後の労働債のところにありますテレワーク環境整備の記載でございますけれども、こちらは国の補助がつかましたテレワーク推進事業に充当するというものでございます。

戻っていただいて、7ページをお願いいたします。第2表が繰越明許費になっております。補正予算で対応したもののや、事業のそれぞれの進捗状況によりまして、ごらんの14事業につきまして31年度に繰り越すというものでございます。

あと次のページ、8ページからは第3表、地方債補正ということで、こちらは決算額等の確定によります起債の限度額の変更、それから14ページのものにつきましては、先ほども御説明しました新規の追加をするものでございますので、よろしくお願ひいたします。補正予算の説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○中村努委員 14ページの合併特例債ですが、使えるのはあとどのくらい残っているわけですかね。

○財政課長 来年度、体育館等も予定しておりますけれども、その見込みで行きますと、あと1億円ほどは発行限度額の余裕があると見込んでおります。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 27ページの雇用促進住宅使用料が104万円減になっていますが、入居率どのくらいだか、

なかなか入らないということでしょうか。

○**財政課長** 雇用促進住宅につきましては、本年の1月末の状況でございますけれども、80戸に対して入居は39戸ということで、現在は50%を割っている状況でございます。

○**古畑秀夫委員** これ、いい場所にあってもったいないような気がするんで、なんとか手を打っていただければと思います。

もう1ついいですか。プレミアム付商品券の関係、31ページですが、これいつごろから始めるということですか。とりあえずは商品券の事務費補助ということで国が10分の10ということですが、事業はいつごろから始める予定でしょうか。

○**財政課長** こちらは10月の消費税増税に合わせまして各市町村で実行してもらいたいという国のほうの要請もありまして、塩尻市でも10月から開始する予定ということになっております。ただ、このプレミアム付商品券につきましては、低所得者と子育て世帯支援ということで、対象者につきましては平成31年度の住民税の非課税者それから3歳未満のお子さんがある世帯ということを対象に考えております。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**西條富雄委員** 93ページ、消防団の件ですが、消防団員退職報償金プラス記念品代等々で659万8,000円。これ、退団された方が少なかったということでしょうか。何人ぐらい見えていて補正になったのか教えてください。

○**危機管理課長** これにつきましては、30年度では消防団退職者が25名の該当で、予算のときにはまだ見込みがわからないので、過去の実績の中で高いほうを見ておりましたので、これだけの差が出るということでございます。

○**西條富雄委員** なるほど、わかりました。

○**委員長** ほかにありませんか。

○**副委員長** 寄附の関係ですけれど、歳入と歳出のところで、個人の寄附の、お話しになれる範囲で結構なんですけれども、どのような経過で今後どういう見通しであるとか、そして現金だけではなくて建物についても寄附されているというので、それをどのような検討で今後活用していくのかということ伺いたいと思います。

○**財政課長** 実は、予算書のほうは2億3,100万円ということで計上してございます。これは事前に遺言執行人の方からお申し出がありまして、そのくらいは寄附できるだろうということでお話をいただいたので、予算書上は2億3,100万円となっております。ただ、先日実際にいろいろ精算をして、寄附いただいた金額につきましては2億2,917万9,000円ということになっております。こちらは先ほども申しましたように、故人の方の御遺志が老人福祉に役立ててもらいたいということですので、福祉基金に一旦積まさせていただきます。今後老人福祉に活用をさせていただきたいというものでございます。そのほかに土地が9筆で3,198平米ほど、それから建物が6棟で、床面積で1,553平米ほどございます。こちらにつきましても一緒に遺言書によって寄附されたわけで、故人の御遺志としては老人福祉に役立ててもらいたいということですので、一旦は今の土地建物を老人福祉のためにどういうふうな活用ができるかということは現在、健康福祉事業部のほうで

検討をこれからしていただくということでございます。実際、今のまま活用が難しいという結論になれば、またその時点でこれをどうするかということは検討することになりますのでお願いいたします。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了をいたします。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第22号平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第12号）中、当委員会に付託された部分については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第22号中、当委員会に委託された部分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。ここで10分間休憩をいたします。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長 休憩を解いて再開をいたします。

議案第23号 平成30年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○委員長 議案第23号平成30年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 補正予算の説明の前に、先ほど31年度当初予算の関係で御質問いただいた件について、係長のほうからお答えいたします。

○国民年金係長 お時間をいただきました。まず、死亡の人数の関係ですけれども、29年度1月1日から12月31日の集計になりますが、29年が661人、30年が731人という状況になっております。

次に、国保税の現状という順位等になりますけれども、ちょっと19市の状況を申し上げます。各自治体によりまして、また塩尻市については資産割をなくした3方式に平成30年から移行をしておりますが、19市中まだ14自治体については4方式をとっておりますので、ちょっと一概な比較はできないかもしれませんが、医療分のほうでちょっと比較をさせていただきますと、所得割の率につきましては、19市中10番目。資産割はございません。均等割、こちらについては上から2番目。平等割については上から3番目という順位になっております。資産割がない分、一部応益割のほうへの負担がどうしても上がってしまうという現状でございます。世帯構成や所得の状況等によって変動する形になりますので、一概な比較はできませんが、大体全体の間中に位置しているという形でございます。以上です。

○委員長 よろしいですかね。それでは、議案第23号の説明をお願いをいたします。

○**市民課長** 議案第23号平成30年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。補正予算書1ページをお願いいたします。国保特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ203万円を減額し、予算の総額を70億7,874万4,000円とするものでございます。特別会計は歳入から説明させていただきます。7ページ、8ページをお願いいたします。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税は、当初の見込みよりも被保険者数が減少したことによりまして3,320万円の減額となっております。

3款1項1目国保制度関係業務事業費補助金の56万1,000円の減と4款1項1目保険給付費等交付金の56万1,000円の増につきましては、高額療養費の制度改正に関しましてシステム改修を行ったことに対する国の補助金が県の特別会計を通じて特別調整交付金で交付されるということになったため、交付を受ける科目を変更するものでございます。

5款1項1目利子及び配当金は、財政調整基金積立金利子25万円の増額となっております。これは預金の利子分を積み立てするに当たり必要な補正を行うもので、歳出の基金積立金も同額の補正増となっております。

6款1項1目の一般会計繰入金は、1,570万8,000円の減額でございます。1節の保険税軽減分の保険基盤安定繰入金、2節の保険者支援分の保険基盤安定繰入金は、それぞれ額の確定による減額、3節の事務費等繰入金は、歳出の総務費の減に伴い減額するものでございます。

次のページになりますが、5節の財政安定化支援事業繰入金は、こちらも額の確定による増額、6節のその他一般会計繰入金は、歳出の保険事業費の減に伴い減額するものでございます。

2項1目の基金繰入金は、財政調整基金繰入金4,662万8,000円の増額で、国保事業費納付金を納付するに当たりまして、国保税の減額分を調整するために補正をお願いするものでございます。なお決算の結果、剰余金が生じれば、繰り越した上で基金への積み戻しをさせていただきます。

次に、歳出を説明させていただきます。次のページをお願いいたします。11、12ページでございます。

1款総務費の補正は、説明欄の各事業の決算見込みにより、不用額を整理したものでございます。

4款2項1目の保健衛生普及費の補正も、説明欄、健康増進事業諸経費の決算見込みにより不用額を整理したものでございます。

5款1項1目財政調整基金積立金の補正は、歳入で説明したとおりでございます。

次のページです。6款公債費の補正は、一時借入金利子について不用額を減額するものでございます。

7款1項3目の償還金は、前年度特定健康診査、保健指導国庫負担金の精算による償還金で、212万8,000円の増額をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、質疑を終了いたします。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第23号平成30年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第23号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第26号 平成30年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長 次に、議案第26号平成30年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 議案第26号平成30年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。補正予算書1ページをお願いいたします。

後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ226万3,000円を減額し、7億6,913万円とするものでございます。歳入から説明をさせていただきます。7ページ、8ページをお願いいたします。

1款1項の後期高齢者医療保険料の補正は、直近の調定額をもとに決算見込みを行ったことによるものでございます。

4款1項2目の保険基盤安定繰入金は、額の確定に伴い保険料軽減分の一般会計繰入金を13万7,000円増額するものでございます。続いて、歳出を説明いたします。次のページをお願いいたします。

2款1項1目の広域連合納付金につきましては、保険料徴収分の240万円の減額、それから保険料軽減分の13万7,000円の増額によりまして226万3,000円の減となります。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、それでは質疑を終了をいたします。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第26号平成30年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第26号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査を終了をいたしました。

なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたい、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

行政側から何かありますか。

閉会中の継続審査の申し出

○**総務部長** 市議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。本委員会が所管いたします各部課におきましては、それぞれ重要案件を抱えておりますので、閉会中におきましても協議会等の開催をお願いする場合もございますので、何とぞどうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○**委員長** ただいま継続審査の申し出がありました。これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

理事者側から挨拶があれば、お願いをいたします。

理事者挨拶

○**副市長** 2日間にわたりまして慎重に御審査をいただきまして、御提案を申しあげました全ての議案に対しましてお認めをいただきまして、大変ありがとうございました。審査の中でいただきました御指摘、御意見、御要望等に関しましては、また新年度の予算執行あるいは行政等執行の中で十分に生かしてまいりたいというふうに思っております。大変ありがとうございました。

○**委員長** 以上で、3月定例会総務生活委員会を閉会といたします。大変お疲れさまでございました。

午前11時32分 閉会

平成31年3月13日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長

印